

第 1 回: 従来からの変更点

2013.02.06

新日本有限責任監査法人 公認会計士 鯨坂雄二郎
新日本有限責任監査法人 公認会計士 牧野 幸享

1. はじめに

「退職給付に関する会計基準」(以下、平成 24 年改正会計基準)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(以下、平成 24 年改正適用指針、会計基準と適用指針を総称して「平成 24 年改正会計基準等」)が、企業会計基準委員会から平成 24 年 5 月 17 日に公表されました。

企業会計基準委員会と国際会計基準審議会(IASB)は、平成 19 年 8 月に「東京合意」(会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取り組みへの合意)を公表し、国際的な会計基準における見直しの議論と歩調を合わせ、退職給付に関する会計基準の見直しについて、中長期的に取り組むこととしていました。

そして今回、財務報告を改善する観点、及び国際財務報告基準(IFRS)を意識した国際的な会計基準とのコンバージェンスを図る観点から改正されたものです。

具体的な改正点としては、従来、遅延認識が認められていた数理計算上の差異等の即時認識が求められること(未認識数理計算上の差異等のオンバランス化)、退職給付債務・年金資産の期首残高と期末残高の調整表が注記されることなどが挙げられます。また、平成 24 年改正会計基準等の一部は「連結財務諸表」のみの適用であり、「個別財務諸表」での扱いは従来どおりとされている項目があります。IFRS 導入に当たっての議論で出てくる、いわゆる「連結先行」の考え方が含まれる会計基準等となっています。

第 1 回である本稿では、従来との変更点を集約して解説します。

2. 改正される会計基準等

平成 24 年改正会計基準等は、次の会計基準等を改正するものとされています。

【改正される会計基準等】

会計 基準	企業会計審議会「退職給付に係る会計基準・同注解」
	企業会計審議会「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」
	企業会計基準第 3 号『『退職給付に係る会計基準』の一部改正』
	企業会計基準第 19 号『『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その 3)』
適用 指針	日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」
	企業会計基準第 14 号『『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その 2)』
	日本公認会計士協会「退職給付会計に関する Q&A」

※企業会計基準適用指針第 1 号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」については、平成 24 年改正会計基準の適用に当たっても参照することとされています。

従来との主な変更点は次の六つとされています。

主な変更点	主な関連条項 (平成24年改正会計基準等)
(1)未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法	13、15、24、25、39
(2)退職給付債務及び勤務費用の計算方法	19、注5、適用指針24
(3)開示の拡充	30
(4)複数事業主制度の取扱いの見直し	適用指針64、適用指針121
(5)長期期待運用収益率の考え方の明確化	適用指針25、適用指針98
(6)名称等の変更	39、52、74、適用指針98

これらの変更点を整理すると、「表示・開示」に係る改正と「退職給付債務等の計算方法等」に係る改正」の大きく二つに区分できます。

区分	項目
「表示・開示」に係る改正	(1)未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法
	(3)開示の拡充
「退職給付債務等の計算方法等」に係る改正	(2)退職給付債務及び勤務費用の計算方法
	(4)複数事業主制度の取扱いの見直し

なお、(5)は従来の取扱いを明確にしたものであり、(6)は平成24年改正会計基準等において、以下の用語に関して名称等を変更しています。

改正前	改正後	変更の主な背景
退職給付引当金	退職給付に係る負債 (注)	従来の引当金に、さらに未認識数理計算上の差異等を加えて貸借対照表に計上
前払年金費用	退職給付に係る資産 (注)	
過去勤務債務	過去勤務費用	年金財政計算上の「過去勤務債務」とは異なることを明確化
期待運用収益率	長期期待運用収益率	用語の明確化

(注)「連結財務諸表」のみの適用であり、「個別財務諸表」は従来どおりの名称を使用。

さらに「連結先行」の考え方が含まれると上述しましたが、「連結財務諸表」と「個別財務諸表」の適用関係は次のようなイメージとなります。(平成24年改正会計基準第39項)

主な変更点	連結	個別
(1)未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法	○	—
(2)退職給付債務及び勤務費用の計算方法	○	○
(3)開示の拡充※	○	○
(4)複数事業主制度の取扱いの見直し	○	○
(5)長期期待運用収益率の考え方の明確化	○	○
(6)名称等の変更※	○	—

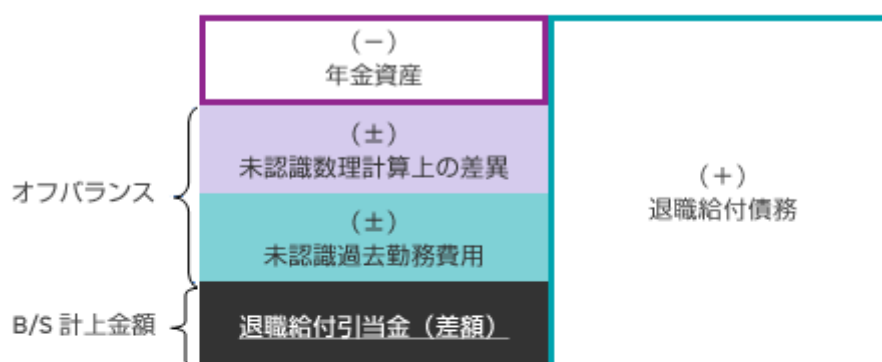
※ただし、「(3)開示の拡充」のうち個別財務諸表上は記載不要とされている注記項目があります。また、「(6)名称等の変更」のうち「過去勤務費用」という新たな名称は個別財務諸表でも使用されます。具体的には次回以降で触れていきます。

3. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法

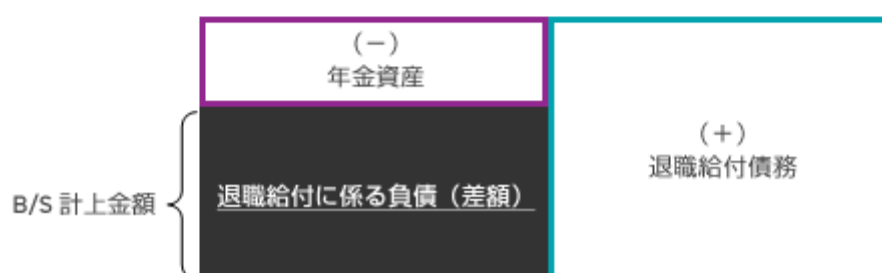
(1)貸借対照表上での取扱い

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用（以下、未認識数理計算上の差異等）について、税効果を調整の上、貸借対照表に「退職給付に係る調整累計額」（その他の包括利益累計額）として純資産の部で認識します。そして、オフバランスとなっていた未認識数理計算上の差異等がオンバランスとなる結果、積立状況を示す額がそのまま「退職給付に係る負債」（負債）または「退職給付に係る資産」（資産）として計上されることとなります。

【改正前イメージ】



【改正後イメージ】



(2)損益計算書及び包括利益計算書上での取扱い

損益計算書の当期純利益への影響はありません。

改正前と同様に、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用は平均残存勤務期間以内の一定の年数で定期的に費用処理されます。

【損益計算書上は変更なし】

(+) 勤務費用及び利息費用	(-) 期待運用収益	} P/L 計上額
(±) 未認識数理計算上の差異 処理額	退職給付費用(差額)	
(±) 未認識過去勤務費用 処理額		

ただし、数理計算上の差異等の当期発生額のうち、費用処理されない部分については包括利益計算書において、「退職給付に係る調整額(その他の包括利益)」として計上されることとなります。また、その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異等のうち、当期に費用処理された部分については包括利益計算書において、その他の包括利益の調整(組替調整)を行います。なお、上記の処理に当たっては税効果を調整します。

(3)個別財務諸表における当面の取扱い

個別財務諸表においては、年金法制との関係、分配可能額に影響を与える可能性などについて、市場関係者の合意形成が十分に図られていない状況を踏まえ、当面の間、上記(1)及び(2)の改正は適用しません。

また、上記の経緯等も踏まえた結果、任意適用も認められていません(平成24年改正会計基準第89項)。

4. 開示の拡充

退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表、年金資産の期首残高と期末残高の調整表、年金資産の主な内訳(債券、株式等の区分)など開示項目の拡充が行われています。当該開示項目の開示例は以下のとおりです。

適用指針[開示例1]確定給付制度及び確定拠出制度に係る注記より一部抜粋

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	200,000
勤務費用	6,900
利息費用	6,000
数理計算上の差異の当期発生額	500
退職給付の支払額	△ 11,200
過去勤務費用の当期発生額	750
その他	△ 450
期末における退職給付債務	202,500

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	140,000
期待運用収益	5,250
数理計算上の差異の当期発生額	△ 1,050
事業主からの拠出額	10,300
退職給付の支払額	△ 8,100
その他	100
期末における年金資産	<u>146,500</u>

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

債券	48%
株式	39%
現金及び預金	8%
その他	5%
合計	<u>100%</u>

5. 退職給付債務及び勤務費用の計算方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法の見直し

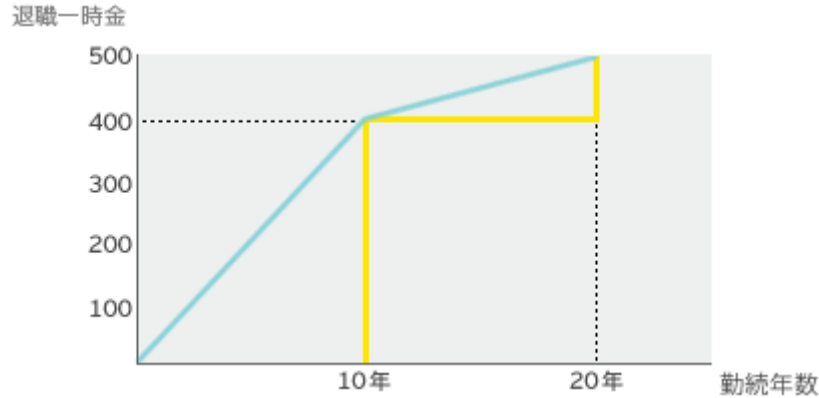
改正前	改正後
(原則) 期間定額基準	期間定額基準または給付算定式基準 (注)

(注) 給付算定式基準とは、退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法です。この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従う必要があります。

例. 給付算定式基準のイメージ図

【前提】

従業員が10年超20年未満の勤務後に退職した場合400の退職一時金を、従業員が20年以上の勤務後に退職した場合500の退職一時金を支給する。10年未満で退職した場合、退職一時金は支給しない。



最初の 10 年間(0～10 年)の各年に 40(400 の退職一時金 ÷ 10 年)、次の 10 年間(11～20 年)の各年に 10((500－400)の退職一時金 ÷ 10 年)をそれぞれ帰属させます。

(2) 割引率の見直し

改正前	改正後
(原則) 退職給付の見込支払日までの平均期間 (容認) 従業員の平均残存勤務期間に近似した年数	退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するもの(注)

(注)例えば、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が考えられる。

(3) 予想昇給率の見直し

改正前	改正後
「確実に見込まれる」昇給等が含まれる	「予想される」昇給等が含まれる

具体的にこの影響を受ける例として、将来における給与水準の変動(ベースアップ)があります。

改正前基準等では、ベースアップについて、確実かつ合理的に推定できる場合以外は、予定昇給率の算定には含めず、従業員個々人の実際のベースアップにより退職給付が増加したときの当該影響額は、数理計算上の差異となるとされていました。

一方、平成 24 年改正会計基準等では、合理的に見込まれる退職給付の変動要因について、確実に見込まれる昇給等ではなく、予想される昇給等を考慮するよう変更されたことから、上記のベースアップに関する定めについては引き継がないこととされています。

6. その他の論点

(1) 複数事業主制度の取扱いの見直し

複数事業主制度のうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないケースでは要拠出額をもって費用処理されますが、この範囲の取扱いが見直されています。

改正前	改正後
複数事業主間において類似した退職給付制度を有している場合、このケースに当たらないものとみなす。	左記取扱いは削除されており、実態に応じて例外処理を採用できるか否かを判断する。

(2)長期期待運用収益率の考え方の明確化

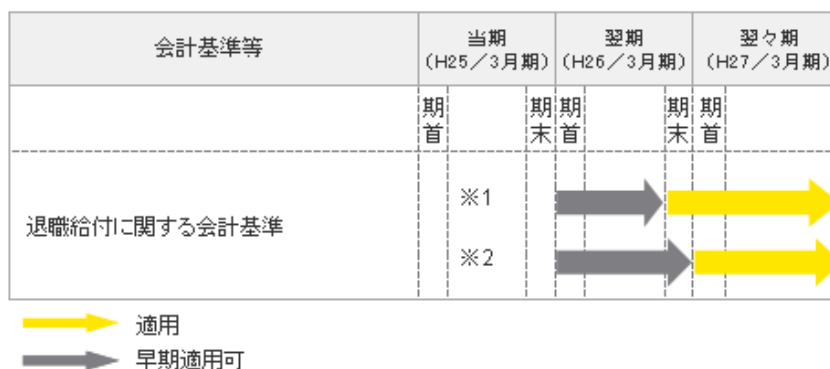
従来の考え方から変更はありません。長期期待運用収益率の算定は、退職給付の支払に充てられるまでの期間等を考慮して設定するという取扱いの明確化がなされています。また、上記の理由から、この取扱いは会計方針の変更には該当しない(平成24年改正適用指針第98項)とされています。

7. 適用時期

適用時期は次のように整理されます。(平成24年改正会計基準第34項から第38項)

	区分	原則	容認		遡及処理
			早期適用	実務上困難な場合	
※1	下記を除く全て	平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末から	平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から	-	遡及処理はしない 適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額は、その他の包括利益累計額に加減
※2	「退職給付債務等の計算方法等」に係る改正 (1. 従来との主な変更点の(2)、(4))	平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から	平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から	平成27年4月1日以後開始する事業年度の期首から	遡及処理はしない 適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額は、当期純利益の計算に影響を与える変更であるため期首の利益剰余金に加減

3月決算会社の場合の適用時期のイメージ図



※1の取扱いのうち、数理計算上の差異及び過去勤務費用の即時認識については、連結財務諸表のみの適用とされ、個別財務諸表では、従来どおり、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した金額から、年金資産を控除した額を退職給付引当金として計上する

第 2 回:適用初年度の留意事項

2013.12.24

新日本有限責任監査法人 公認会計士 鯉坂雄二郎
新日本有限責任監査法人 公認会計士 牧野 幸享

1. はじめに

第 2 回以降は、特に明示する箇所を除き、連結財務諸表を前提に解説します。

第 2 回では適用初年度に想定される留意事項について、第 1 回で挙げた 6 つの「従来との主な変更点」の観点から解説します。

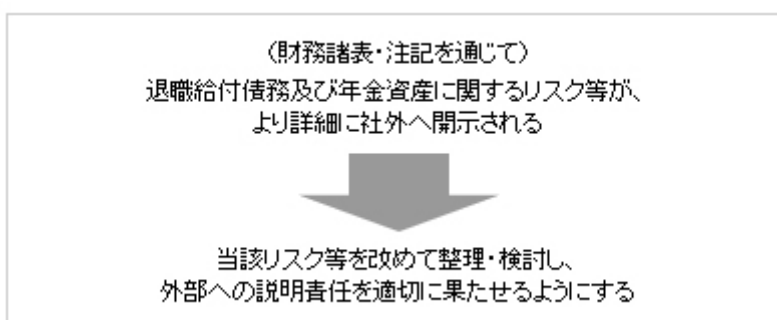
主な変更点
(1)未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法
(2)退職給付債務及び勤務費用の計算方法
(3)開示の拡充
(4)複数事業主制度の取扱いの見直し
(5)長期期待運用収益率の考え方の明確化
(6)名称等の変更

本稿では、主な変更点のうち、(1)、(2)、(3)、(6)について、適用のタイミング(適用時期)ごとに分けて解説します。

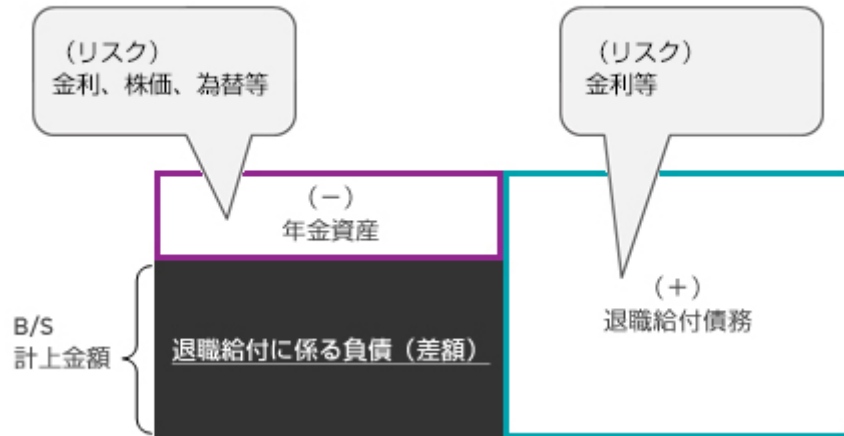
2. 「表示・開示」に係る改正、名称等の変更

(原則:平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末から適用。主な変更点のうち(1)、(3)、(6)に該当。)

詳細は以降で記載していきますが、特に次の点については留意が必要と考えられます。



【イメージ図】



(1) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法

主な影響	想定される対応
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用がその他の包括利益累計額(退職給付に係る調整累計額)に計上されることによる純資産額の増減	<ul style="list-style-type: none"> 適用初年度における純資産に与える影響額の把握 経営指標(ROA、ROE)へのインパクトや借入金の財務制限条項への抵触可能性を踏まえ、対応策を検討

純資産の額が増減することで、下記のような具体的な影響が考えられます。

- 財政状態が悪化(純資産が減少する場合)
- 経営指標(例. ROA、ROE)が従前と比べて大きく増減
- 借入金に係る財務制限条項(例. 毎期末の自己資本比率が20%以上)への抵触の可能性

なお、適用初年度については、適用初年度の年度末における未認識数理計算上の差異等について、税効果を調整のうえ、その他の包括利益を通さないで直接純資産の部における「退職給付に係る調整累計額」(その他の包括利益累計額)に計上します(平成24年改正会計基準37項)。

【仕訳イメージ】

■ 個別財務諸表

(仕訳なし)

■ 連結財務諸表

(前提)

退職給付引当金 700

未認識数理計算上の差異等 300

法定実効税率 35%(繰延税金資産の回収可能性あり)

退職給付引当金	700	／	退職給付に係る負債	1,000
退職給付に係る調整累計額 (その他の包括利益累計額) ※1	300	／		
繰延税金資産 ※2	105	／	退職給付に係る調整累計額 (その他の包括利益累計額)	105

a.個別財務諸表で計上した「退職給付引当金」700を「退職給付に係る負債」に振替

b.未認識数理計算上の差異等 300 の分だけ「退職給付に係る負債」が増加。適用初年度は、直接、純資産の部における「その他の包括利益累計額」に計上される(その他の包括利益を通さない)

c.「退職給付に係る負債」について税効果を調整

(「退職給付引当金」700 に対応する税効果は既に個別で計上済と考えられ、ここでは「その他の包括利益累計額」300 に対応する税効果について追加で計上することになると考えられます)

※1 連結子会社における少数株主に帰属する部分

連結子会社における「退職給付に係る調整累計額」(その他の包括利益累計額)については、子会社の個別貸借対照表には計上されていませんが、連結上で生じる「為替換算調整勘定」などと同様に、少数株主に帰属する部分は「少数株主持分」に振り替えることになると考えられます。

※2 繰延税金資産の回収可能性

「退職給付に関する会計基準」に対応するため「税効果会計に関するQ&A」(最終改正 平成 25 年 2 月 7 日 日本公認会計士協会)が改正されています。未認識数理計算上の差異等から生じた将来減算一時差異が、いわゆる長期性一時差異に該当することなどが示されています。

「税効果会計に関するQ&A」の「前書文」より一部抜粋

<主な改正内容>

(1) 未認識項目を連結貸借対照表上で負債(又は資産)として即時認識しても、連結財務諸表における会社分類は、個別財務諸表における会社分類と変わらない。

(2) 未認識項目を連結貸借対照表上で負債として即時認識した場合において生じる将来減算一時差異についても、将来解消年度が長期にわたる将来減算一時差異に当てはまる。

(3) 会社分類が変更となり、連結財務諸表上、退職給付に係る負債に係る繰延税金資産の回収可能性を見直す際には、連結損益計算書や連結包括利益計算書で調整する。

(2) 開示の拡充

主な影響	想定される対応
退職給付債務・年金資産に潜在するリスクがより詳細に開示	【年金資産の視点】 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 年金資産のポートフォリオの見直し ▪ 年金資産に係る社内でのリスク管理体制の見直し 【退職給付債務の視点】 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 退職給付制度の見直し

改正により、退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表、年金資産の期首残高と期末残高の調整表、年金資産の主な内訳（債券、株式等の区分）など開示項目の拡充が行われています（具体的な開示例は、「第1回：従来からの変更点 4. 開示の拡充」をご参照ください）。

退職給付債務・年金資産のそれぞれに潜在するリスク等が、より詳細に開示されるため、外部への説明責任を十分に果たすための準備が必要と考えられます。例えば、年金資産の期首残高と期末残高の調整表において、每期多額のマイナスの数理計算上の差異が発生している場合は、年金資産のポートフォリオ、あるいは年金資産の運用方法そのものについて社内で改めて検討していくことが考えられます。

具体的な対応としては、以下のようなものが考えられます。

【年金資産の視点】

- 年金資産のポートフォリオの見直し
（安全性の高い資産へシフト。ただし運用益が減り、掛金拠出額が増える可能性にも留意。）
- 年金資産に係る社内でのリスク管理体制の見直し

【退職給付債務の視点】

- 退職給付制度の見直し
（給付水準の見直し、確定拠出年金制度への移行、キャッシュバランスプランの導入）

なお、検討した対応案について、会社が自由に全て決定できる訳ではなく、従業員・規制当局・金融機関等との調整も必要になってくると考えられるため、早めの検討が重要です。また、親会社のみならず子会社も含めた対応が必要なことにも留意が必要です。子会社から情報を収集するために、連結パッケージの様式の見直しも必要になってくると考えられます。

(3) 名称等の変更

連結決算システム等で、「退職給付に係る負債」等の新たな勘定科目設定が必要になると考えられます。

【名称変更される主なもの】

改正前	改正後	変更の主な背景
退職給付引当金	退職給付に係る負債 (注)	従来の引当金に、さらに未認識数理計算上の差異等を加えて貸借対照表に計上
前払年金費用	退職給付に係る資産 (注)	
過去勤務債務	過去勤務費用	年金財政計算上の「過去勤務債務」とは異なることを明確化
期待運用収益率	長期期待運用収益率	用語の明確化

(注)「連結財務諸表」のみの適用であり、「個別財務諸表」は従来どおりの名称を使用。

(4)簡便法適用会社の場合の留意点

簡便法を適用している会社であっても、退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表、年金資産の期首残高と期末残高の調整表の注記など、「開示の拡充」は必要となります。また、「退職給付引当金」を「退職給付に係る負債」とするなど、「名称等の変更」も行う必要があります。

3. 「退職給付債務等の計算方法等」に係る改正

(原則：平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用)

(1)退職給付債務及び勤務費用の計算方法

主な影響	想定される対応
退職給付見込額の期間帰属方法：「期間定額基準」と「給付算定式基準」のいずれかを選択適用	<ul style="list-style-type: none"> 「給付算定式基準」を採用する場合の財務諸表への影響の把握
割引率：退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものを使用	<ul style="list-style-type: none"> 具体的に適用する方法の検討を含め、割引率を変更した際の財務諸表への影響の把握 ※割引率の重要性基準(10%)への対応も検討
予想昇給率：『確実』ではなく『予想』される昇給等を考慮するよう変更	<ul style="list-style-type: none"> 将来におけるベースアップ等の、「予想昇給率」に変更した際の財務諸表への影響の把握

適用初年度については、当期純利益の計算に影響を与える変更であるため期首の利益剰余金に加減して計上します(平成 24 年改正会計基準 37 項)。

【仕訳イメージ】

(前提)

退職給付債務の変動額 100 (適用前：1,000 → 適用後：900)

法定実効税率 35%(繰延税金資産の回収可能性あり)

退職給付に係る負債	100	／	利益剰余金	100
利益剰余金	35	／	繰延税金資産	35

a.退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付見込額の期間帰属方法について、改正前は期間定額基準が原則とされていました。改正後は、期間定額基準または給付算定式基準を選択適用することとなります。

一度採用した方法は、会計方針として継続適用する必要があると考えられ、どちらを選択するか決定にあたっては、専門家（アクチュアリー等）と早めに相談することが対応として考えられます。なお、平成 24 年改正会計基準の適用前に「期間定額基準」を採用していた場合であっても、適用初年度の期首においては「給付算定式基準」を選択することが認められています（平成 24 年改正会計基準 38 項）。

b.割引率

割引率について、改正前は、割引率決定の基礎となる債券の期間について、退職給付の支払見込日までの平均期間を原則としながらも、実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることができることとされていました。改正後は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映した割引率を使用することとされました（例、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法）。

具体的に採用する方法の検討に加え、財務諸表の数値に直接影響を与える変更であり、将来の会社予算・業績予想への影響も踏まえ、事前に試算を行うことが対応として考えられます。

また、「期末において割引率の変更を必要としない範囲」に関する割引率の重要性基準（10%）についても対応を検討しておく必要があります。

（平成 24 年改正適用指針第 30 項）

割引率は期末における安全性の高い債券の利回りを基礎として決定されるが（会計基準第 20 項）、各事業年度において割引率を再検討し、その結果、少なくとも、**割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断した場合にはこれを見直し、退職給付債務を再計算する必要がある。**

重要な影響の有無の判断にあたっては、**前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が 10%以上変動すると推定されるときには、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならない**（第 72 項参照）。

なお、割引率の重要性に係る適用初年度の取扱いで、参考になるものとして企業会計基準委員会が会員向けに公表している「企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」及び同適用指針の解説」の脚注 4 があります。

（脚注 4）

割引率変更の要否を判定する際に、これまで重要性基準を考慮してきたが、適用初年度の期首において重要性基準を考慮せずに、適用指針第 24 項に基づいて決定された割引率を使用する場合はあ

る。割引率の変更により発生した差異は、通常は、当該年度に発生する数理計算上の差異に含めて、企業の採用する費用処理方法及び費用処理年数に従って処理されるが、この適用初年度の期首における場合には、本会計基準等の適用に伴う会計方針の変更の影響額に含めて、期首の利益剰余金に加減する取扱いも認められると考えられる。また、この場合でも翌年度以後の割引率の決定において再度重要性基準を考慮することも認められると考えられる。

c. 予想昇給率

昇給率について、改正前は「確実に見込まれる」昇給等が含まれるとされていました。改正後は「予想される」昇給等が含まれると変更されました。具体的にこの影響を受ける例として、将来における給与水準の変動（ベースアップ）があります。改正前は、ベースアップについて、確実かつ合理的に推定できる場合以外は、予定昇給率の算定には含めず、従業員個々人の実際のベースアップにより退職給付が増加したときの当該影響額は、数理計算上の差異となるとされていました。

財務諸表の数値に直接影響を与える変更であり、割引率と同様に将来の会社予算・業績予想への影響も踏まえ、事前に試算することが対応として考えられます。

退職給付(平成 24 年改正会計基準)

第 3 回:仕訳例(平成 24 年改正会計基準等)

2013.12.24

新日本有限責任監査法人 公認会計士 鯉坂雄二郎
新日本有限責任監査法人 公認会計士 牧野 幸享

1. はじめに

この回では、平成 24 年改正会計基準等に関連する仕訳のイメージを掴むために、以下の 2 つを確認します。

- 適用初年度の仕訳例
- 企業年金制度の仕訳例(個別財務諸表における当面の取扱いを含む)

なお便宜上、各仕訳で下記の略称を使用します。

B/S:貸借対照表科目(AOCIを除く)

AOCI:その他の包括利益累計額

P/L:損益計算書科目

OCI:その他の包括利益

S/S:株主資本等変動計算書

2. 適用初年度の仕訳例

(1)前提条件

- ①平成 24 年改正会計基準第 34 項の定めを X2 年 4 月 1 日から開始する事業年度の年度末の財務諸表から適用
- ②平成 24 年改正会計基準第 35 項の定めを X3 年 4 月 1 日から開始する事業年度の期首から適用
- ③平成 24 年改正会計基準第 35 項の適用の結果、次の会計処理の変更が生じる
退職給付制度について、前年度(X3 年 3 月期)までは期間定額基準を適用していたが、平成 24 年改正会計基準の適用に伴い、同基準第 19 項(2)に定められた給付算定式基準に変更(割引率、予定昇給率の変更は無視)
- ④X3 年 3 月 31 日における退職給付見込額の期間帰属方法、及び退職給付債務の額は、平成 24 年改正会計基準の適用前後で次のとおり

	平成24年改正会計基準 適用前	平成24年改正会計基準 適用後
退職給付見込額の 期間帰属方法	期間定額基準	給付算定式基準
退職給付債務 (実際計算の値)	1,000	900

- ⑤X3 年 3 月 31 日における、平成 24 年改正会計基準適用前の退職給付引当金の金額と、その内訳

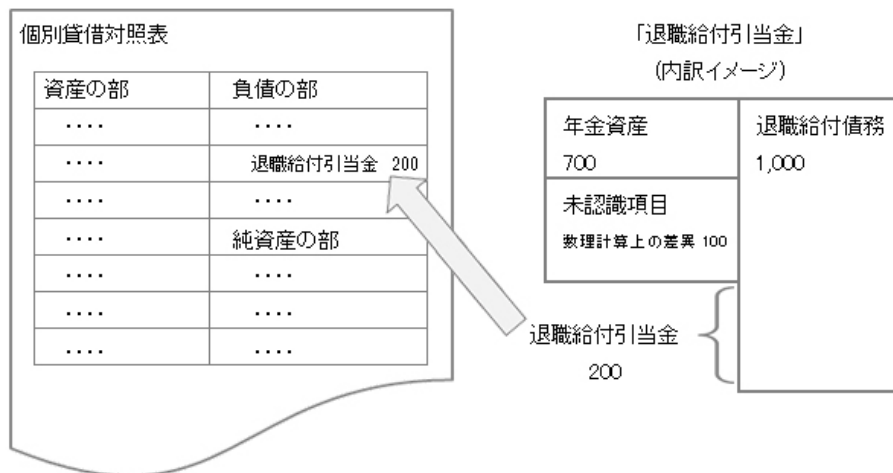
退職給付債務	(1,000)
年金資産	700
積立状況を示す額	(300)
未認識数理計算上の差異	100
退職給付引当金	(200)

⑥法定実効税率 35% (繰延税金資産の回収可能性あり)

(2) 平成 24 年改正会計基準第 34 項の適用初年度の年度末 (X3 年 3 月 31 日)

①個別財務諸表

a. 勘定内訳



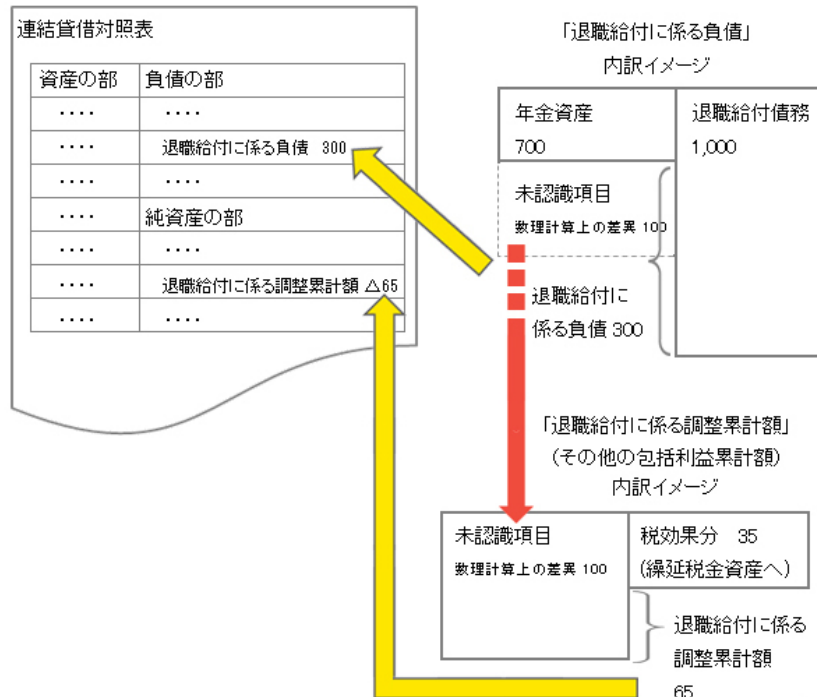
b. 仕訳 (個別財務諸表)

(平成 24 年改正会計基準第 39 項)

追加の仕訳なし

②連結財務諸表

a. 勘定内訳 (連結財務諸表)



b. 仕訳(連結財務諸表)

(連結修正仕訳。平成 24 年改正会計基準第 34 項の適用前における未認識項目の純資産の部での認識。)

(借) B/S	退職給付引当金	200	(貸)B/S	退職給付に係る負債	300
AOCI	退職給付に係る調整累計額(*1) (その他の包括利益累計額)	100			
(借) B/S	繰延税金資産(*2)	35	(貸)AOCI	退職給付に係る調整累計額 (その他の包括利益累計額)	35

(*1)未認識数理計算上の差異 100

(「その他の包括利益」を通さず、直接、純資産の部における「その他の包括利益累計額」に計上)

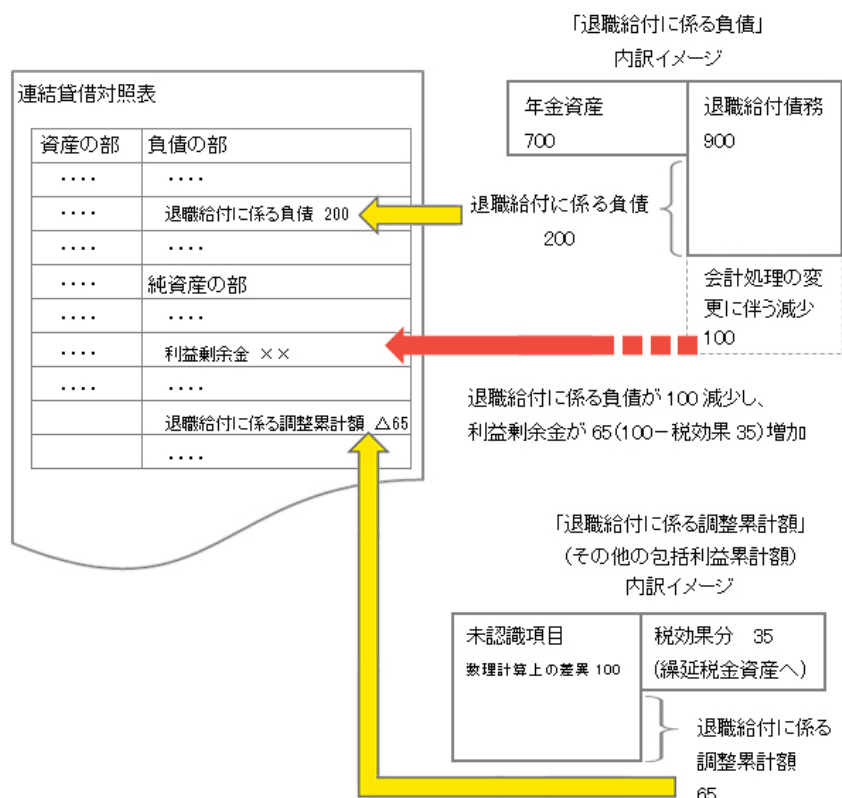
(*2)上記の金額×法定実効税率 35%

(3)平成 24 年改正会計基準第 35 項の適用初年度の期首(X3 年 4 月 1 日)

※ここでは連結財務諸表を前提に示します。

①連結財務諸表

a. 勘定内訳(連結財務諸表)



b. 仕訳(連結財務諸表)

(平成 24 年改正会計基準第 35 項の適用による、退職給付債務の変動の反映)

(借)B/S 退職給付に係る負債(*1) 100	(貸)S/S 利益剰余金 100
(借)S/S 利益剰余金 35	(貸)B/S 繰延税金資産(*2) 35

(*1)平成 24 年改正会計基準適用前の退職給付債務 1,000－平成 24 年改正会計基準適用後の退職給付債務 900

(*2)上記の金額×法定実効税率 35%

3. 企業年金制度の仕訳例(個別財務諸表における当面の取扱いを含む)

(1)前提条件

- ①従業員非拠出の確定給付企業年金制度を採用
- ②数理計算上の差異の費用処理については、当期の発生額を翌期から費用処理期間 5 年の定額法(0.200)で費用処理する方法を採用(X3/4/1 の未認識数理計算上の差異 100 は、全額が X3/3/31 期に発生)
- ③税効果については、その他の包括利益に関連するものだけを示す
- ④法定実効税率 35%(繰延税金資産の回収可能性あり)
- ⑤設例で用いている記号は次のとおり

S : 勤務費用	I : 利息費用
R : 期待運用収益	
AGL: 数理計算上の差異の発生額	A : 数理計算上の差異の費用処理額
P : 年金又は退職金支払額	C : 掛金拠出額

(2)X4/3/31 期の会計処理

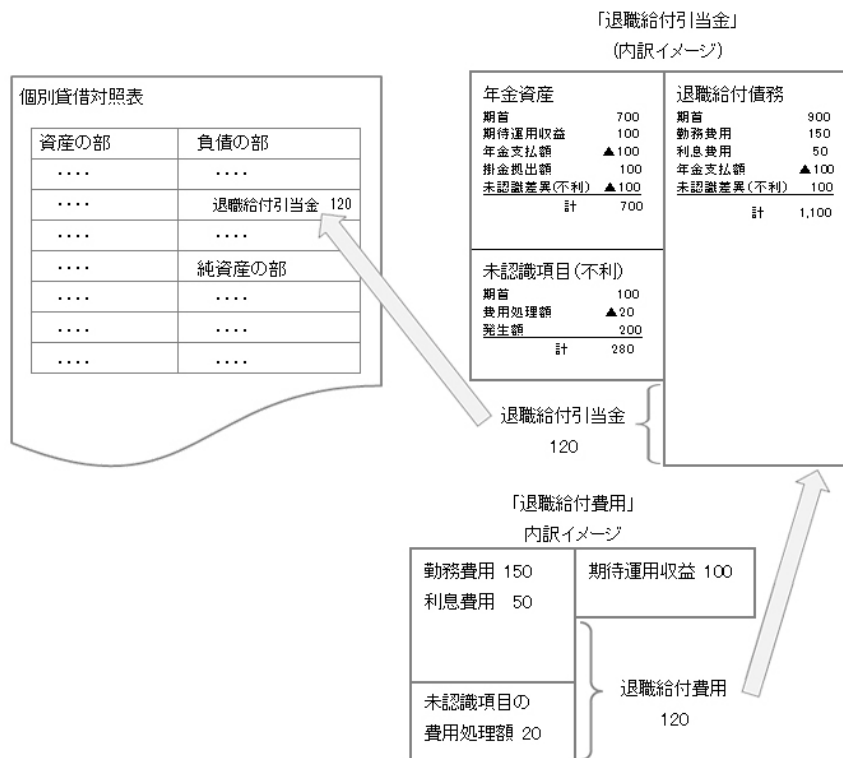
①個別財務諸表

【追加の前提】

個別財務諸表上の「退職給付引当金」の関連数値は以下のとおり。

	実際 X3/4/1	退職給付 費用	年金/掛金 支払額	予測 X4/3/31	数理計算 上の差異	実際 X4/3/31
退職給付債務	(900)	S (150) I (50)	P 100	(1,000)	AGL(100)	(1,100)
年金資産	700	R 100	P (100) C 100	800	AGL(100)	700
未積立退職給付債務	(200)			(200)		(400)
未認識数理計算上の差異	100	A (20)		80	200	280
退職給付引当金	(100)	(120)	100	(120)	0	(120)

a. 勘定内訳



b. 仕訳(個別財務諸表)

退職給付費用の計上

(借) P/L	退職給付費用	100	(貸) B/S	退職給付引当金	100
---------	--------	-----	---------	---------	-----

未認識数理計算上の差異の費用処理

(借) P/L	退職給付費用	20	(貸) B/S	退職給付引当金	20
---------	--------	----	---------	---------	----

掛金拠出時における処理

(借) B/S	退職給付引当金	100	(貸) B/S	現金及び預金	100
---------	---------	-----	---------	--------	-----

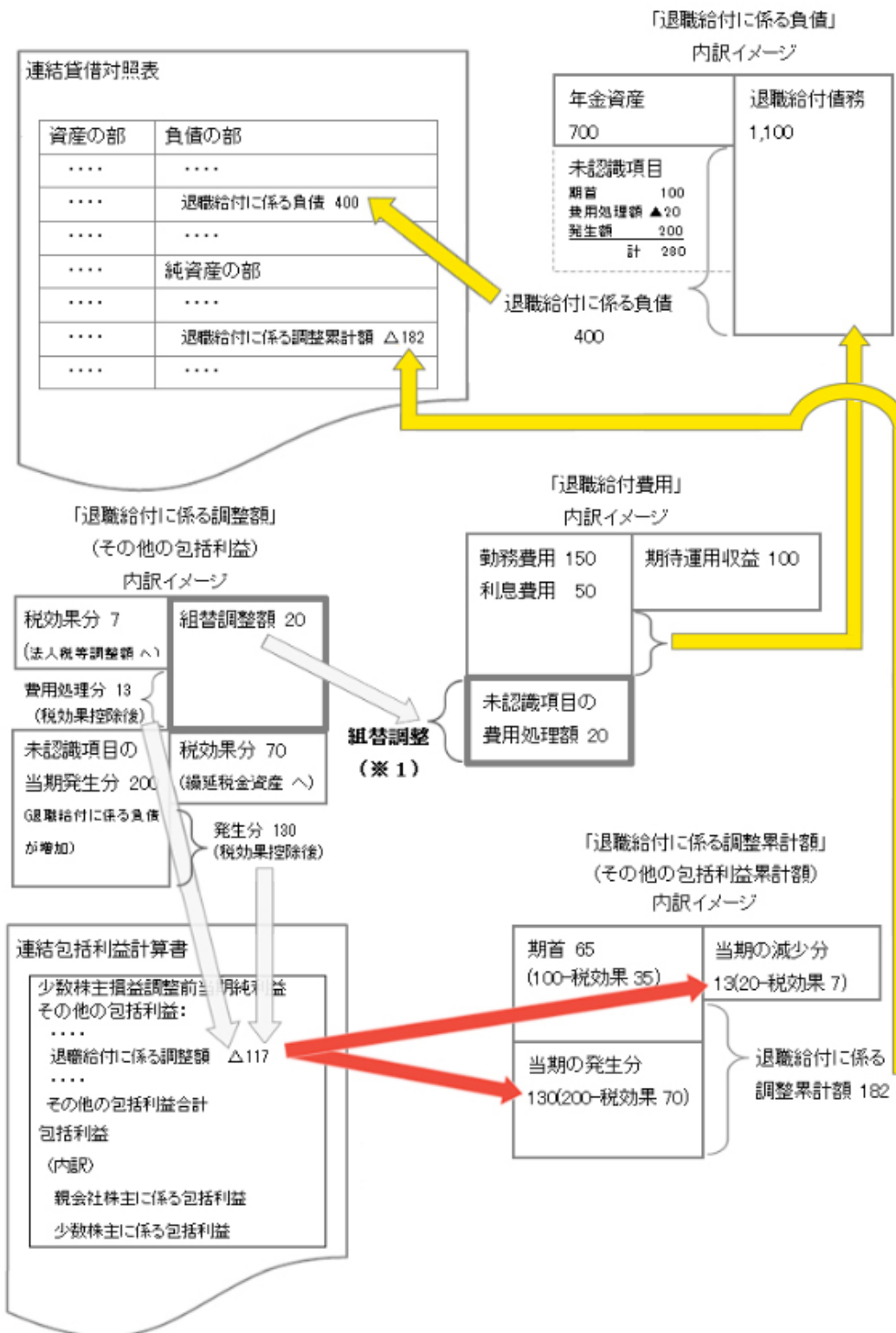
②連結財務諸表

【追加の前提】

連結財務諸表上の「退職給付に係る負債」の関連数値は以下のとおり。

	実際 X3/4/1	退職給付費用	年金/掛金 支払額	予測 X4/3/31	数理計算 上の差異	実際 X4/3/31
退職給付債務	(900)	S (150) I (50)	P 100	(1,000)	AGL (100)	(1,100)
年金資産	700	R 100	P (100) C 100	800	AGL (100)	700
退職給付に係る負債	(200)	(100)	-	100	(200)	(400)
退職給付費用		100	20			
退職給付に係る調整額 (その他の包括利益)			(20) 7		200 (70)	
未認識数理計算上の差異	100	A (20)		80	200	280
未認識過去勤務費用 (控除：税効果分)	(35)		7	(28)	(70)	(98)
退職給付に係る調整累計額 (その他の包括利益累計額)	65	-	(13)	-	52	130
						182

a. 勘定内訳(連結財務諸表)



(※1) 過去に一度「その他の包括利益」として認識したものについて、当期純利益の計算にあらためて含める

b. 仕訳(連結財務諸表)

■未認識数理計算上の差異の費用処理(組替調整)

①個別財務諸表上の処理の振戻し

(借)B/S	退職給付引当金	20	(貸)P/L	退職給付費用	20
--------	---------	----	--------	--------	----

(注)個別財務諸表上で退職給付引当金に係る繰延税金資産を計上している場合、上記仕訳の退職給付引当金 20 に係る繰延税金資産 7(=20×35%)を併せて振戻すことになると考えられます。

②組替調整の処理

(借)P/L	退職給付費用	20	(貸)OCI	退職給付に係る調整額	20
(借)OCI	退職給付に係る調整額	7	(貸)P/L	法人税等調整額	7

■期末における数理計算上の差異の処理

(借)OCI	退職給付に係る調整額	200	(貸)B/S	退職給付に係る負債	200
(借)B/S	繰延税金資産	70	(貸)OCI	退職給付に係る調整額	70

■「退職給付に係る調整累計額」への振替

(借)AOCI	退職給付に係る調整累計額 (その他の包括利益累計額)	117	(貸)OCI	退職給付に係る調整額	117
---------	-------------------------------	-----	--------	------------	-----

■個別財務諸表上の「退職給付引当金」と、連結財務諸表上の「退職給付に係る負債」の関係

退職給付引当金(個別)	(120)
未認識数理計算上の差異(期首)	(100)
未認識数理計算上の差異(費用処理額)	20
未認識数理計算上の差異(発生額)	(200)
退職給付に係る負債(連結)	<u>(400)</u>

第 4 回:退職給付制度の概要

2014.01.16

新日本有限責任監査法人 公認会計士 牧野 幸享

1. 退職給付とは

退職給付とは、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に支給される給付をいいます(平成 24 年改正会計基準 3 項)。退職一時金、退職年金等がその典型です。

退職給付の支給方法(一時金支給、年金支給)や退職給付の積立方法(内部積立、外部積立)が異なっているとしても、いずれも退職給付であることに違いはありません。なお、退職給付の性格に関して、賃金後払説、功績報償説、生活保障説といった考え方がありますが、退職給付に関する会計基準上は、退職給付は基本的に労働協約等に基づいて従業員が提供した労働の対価として支払われる賃金の後払いであると捉えています(平成 24 年改正会計基準 53 項)

退職給付制度は、以下のとおり確定給付制度と確定拠出制度に区分され、それぞれ会計処理が異なります。確定給付制度を採用した場合、実質的に企業が長期債務を有することになり、計算された退職給付債務等を基礎として退職給付に係る負債の計上が必要になります。確定拠出制度を採用した場合、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じないため、要拠出額を支払った時点で退職給付費用となり、退職給付に係る負債は計上されません。

分類	内容
確定給付制度	確定拠出制度以外の退職給付制度 退職一時金制度、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度等があります。
確定拠出制度	一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度 確定拠出年金制度、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度等があります。

2. 確定給付制度

(1)退職一時金制度

退職一時金制度とは、退職給付に対して外部積立を行わず、内部積立のみをもって一時金を支払う制度のことです。退職一時金は通常、就業規則等の退職金規程に基づき支払われます。

内部積立のみということは、退職給付の原資となる資産はすでに貸借対照表の資産の部に計上されていることになるので、後述する年金資産のような会計処理は必要ありません。

(2)厚生年金基金制度

厚生年金基金制度とは、企業が厚生年金基金を設立し、国の厚生年金保険の一部を代行するとともに、企業が独自の給付を上乗せする制度のことです。

厚生年金基金制度においては、老齢厚生年金の報酬比例部分について国に代行して基金から支給することに加え、企業の実態に合わせて企業独自の給付を上乗せして支給するため、より手厚い給付

金が確保されます。なお、給付形態には加算型、代行型及び共済型があります。

厚生年金基金制度によると、企業が負担する掛金が全額損金算入でき、従業員が負担する掛金は所得税の社会保険料控除の対象になるという税務上のメリットがあります。

(3) 確定給付企業年金制度

確定給付企業年金制度とは、確定給付企業年金法(平成14年4月施行)に基づいて定められた確定給付型の年金制度です。確定給付企業年金法は、確定給付型の年金について受給権保護等を図るために制定された法律で、積立基準、受託者責任、情報開示等統一的な基準を定めるとともに、厚生年金基金については、厚生年金の代行を行わない他の企業年金制度への移行を認めることなどが定められています。確定給付企業年金制度には、規約型企業年金と基金型企業年金の二つの種類があります。

3. 確定拠出制度

(1) 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度とは、従業員のために企業が、又は従業員が自身のために掛金を拠出して、退職時に年金などで受け取る制度です。この制度の特徴は、拠出した加入者自身が自ら選択した保険会社等の運用機関に運用の指示をし、運用実績次第で受け取る年金額が変動する点です。

確定拠出年金には企業型と個人型の二つの種類に分類されます。なお、それぞれにより、拠出の限度額、拠出の方法等が異なることになります。

分類	内容
企業型	企業が従業員のために掛金を拠出します。掛金は企業にとって損金算入が認められます。
個人型	確定拠出年金、厚生年金基金等を採用していない企業の従業員が自身のために確定拠出年金制度に加入し掛金を拠出します。掛金は所得税の社会保険料控除の対象となります。

(2) 中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度とは、昭和34年に中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。これは独自で退職金制度を構築するのが難しい中小企業の従業員に対する制度です。企業が中小企業退職金共済事業本部(以下、中退共)と退職金共済契約を締結し、掛金を金融機関に拠出します。従業員が退職した際には、中退共から退職金が直接支払われることになります。

加入要件は、企業の業種、従業員数、資本金等により定められており、掛金についても選択できるようになっています。

また、企業が負担する掛金は全額損金算入できるという税務上のメリットがあります。

(3) 特定退職金共済制度

特定退職金共済制度とは、商工会議所等が、所得税法上の「特定退職金共済団体」を設立し、これを基礎として国の承認を得て退職金の積立を行う制度です。

加入要件は、商工会議所の会員企業又は地区内に事務所があることであり、企業の業種、従業員数、資本金等に定めはありません。

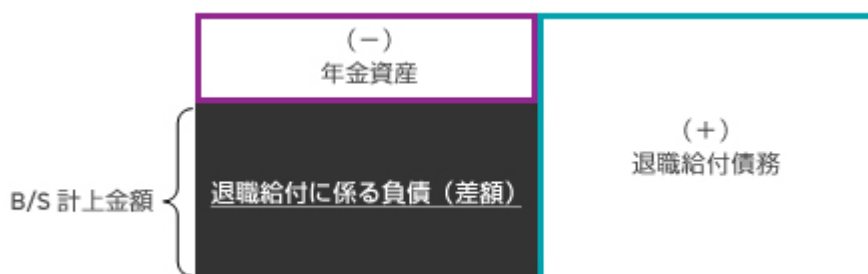
中小企業退職金共済制度との併用が可能な点もその特徴です。

4. 退職給付に係る負債の内訳

平成 24 年改正会計基準の適用後は、連結財務諸表と個別財務諸表で取扱いが異なることとなります。

連結財務諸表では、退職給付債務から年金資産の額を控除した額（積立状況を示す額）を「退職給付に係る負債」として計上します。ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、「退職給付に係る資産」として計上します。（平成 24 年改正会計基準 13 項、27 項）

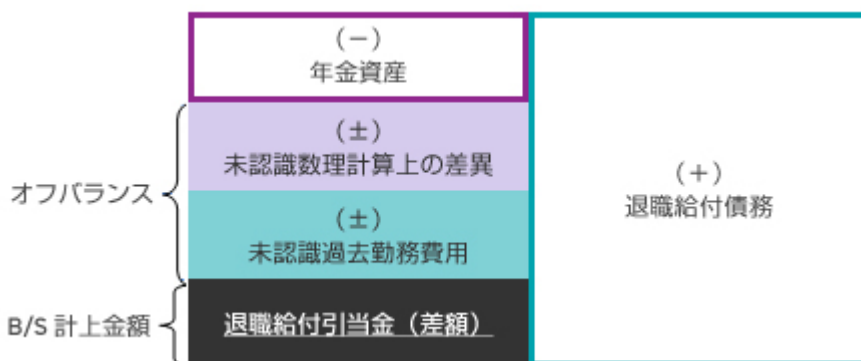
【連結】



一方、個別財務諸表では改正前と同様に、退職給付債務から年金資産を控除したものに、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額が退職給付引当金（資産として計上される場合は「前払年金費用」となります（平成 24 年改正会計基準 39 項）。数理計算上の差異や過去勤務費用は、必ずしも発生年度に全額が費用処理されるわけではありません。そのため、貸借対照表や損益計算書に反映されていない残高が生じることがあり、これを未認識項目としています。

数理計算上の差異は年度ごと、過去勤務費用は退職給付水準の改訂等の発生時に把握されますが、借方項目、貸方項目のいずれにも発生します。

【個別】



5. 損益計算書及び包括利益計算書上での取扱い

平成 24 年改正会計基準の適用後も、損益計算書の当期純利益への影響はありません。

退職給付費用は(1)勤務費用(2)利息費用(3)数理計算上の差異の費用処理額(4)過去勤務費用の費用処理額、及び(5)期待運用収益で構成されています(平成 24 年改正会計基準 14 項)。

数理計算上の差異の費用処理額と過去勤務費用の費用処理額は、借方項目、貸方項目のいずれにも発生します。

退職給付費用は通常、費用(借方項目)として計上されますが、未認識項目の処理額や期待運用収益の金額によっては、収益(貸方項目)が計上される場合もあります。

一方、連結包括利益計算書においては、数理計算上の差異等の当期発生額のうち、費用処理されない部分(未認識数理計算上の差異となる部分)については、「退職給付に係る調整額(その他の包括利益)」として計上されることとなります。また、その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異等のうち、当期に費用処理された部分については包括利益計算書において、その他の包括利益の調整(組替調整)を行います(平成 24 年改正会計基準 15 項)。

なお、上記の処理に当たっては税効果を調整します。

より詳細な数値イメージについては、第 3 回「仕訳例(平成 24 年改正会計基準等)」をご参照ください。

1. 退職給付債務とは

退職給付債務は、退職給付のうち、認識時点までに発生していると認められる部分を割り引いたものをいいます(平成 24 年改正会計基準 6 項)。

退職給付債務は、予想退職時期ごとの退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額を、退職給付の支払見込日までの期間(以下、支払見込期間)を反映した割引率を用いて割り引き、当該割り引いた金額を合計して計算します(平成 24 年改正適用指針 14 項)。

退職給付債務は、原則として個々の従業員ごとに計算されます。ただし、勤続年数、残存勤務期間、退職給付見込額等について標準的な数値を用いて加重平均等により合理的な計算ができると認められる場合には、当該合理的な計算方法を用いることができます(平成 24 年改正会計基準 注 3)。この場合の「合理的な計算方法」には、従業員を年齢、勤務年数、残存勤務期間及び職系(人事コース)などによりグルーピングし、当該グループの標準的な数値を用いて計算する方法が該当します(平成 24 年改正適用指針 5 項)。

2. 退職給付債務の計算手法

具体的には、退職給付債務は、以下の手順により計算します。

- (1)退職により見込まれる退職給付の総額(退職給付見込額)の見積り
- (2)退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額の計算
- (3)期末までに発生していると見積られる金額の割引計算

(1)退職により見込まれる退職給付の総額(退職給付見込額)の見積り

退職給付見込額は、予想退職時期ごとに、従業員に支給されると見込まれる退職給付額に退職率及び死亡率を加味して見積ります(平成 24 年改正適用指針第 7 項)。

退職給付見込額の計算において、退職事由(自己都合退職、会社都合退職等)や支給方法(一時金、年金)により給付率が異なる場合には、原則として、退職事由及び支給方法の発生確率を加味して計算し、合理的に見込まれる退職給付の変動要因を考慮して見積らなければならないとされています。

退職給付見込額の見積りにおいて合理的に見込まれる退職給付の変動要因には予想される昇給等が含まれるものとされています。また、臨時に支給される退職給付等であってあらかじめ予測できないものは、退職給付見込額に含まれないものとされています(平成 24 年改正会計基準 注 5)。

(2)退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額の計算

算定した退職給付見込額の各期への期間帰属方法として、次の二つの方法の選択適用が認められています(平成 24 年改正適用指針 11 項)。

種類	内容
a. 期間定額基準	退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法
b. 給付算定式基準	<p>退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法(以下、給付算定式基準)</p> <p>※退職給付の支払が将来の一定期間までの勤務を条件としているときであっても、当期までの勤務に対応する債務を認識するために、当該給付を各期に期間帰属させる。この場合には、従業員が当該給付の支払に必要な将来の勤務を提供しない可能性を計算に反映しなければならない(平成24年改正適用指針第12項)。</p>

■ 期間定額基準のイメージ

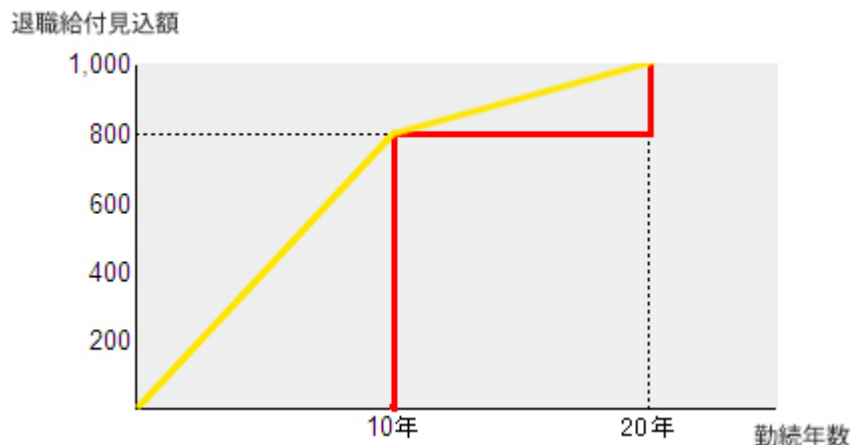
$$\text{勤務費用} = \text{退職給付見込額} \times \frac{\text{当期勤務期間(1年)}}{\text{退職時点までの勤務期間}} \times \text{割引計算}$$

■ 給付算定式基準のイメージ

給付算定式基準は、理解を容易にするため設例で説明します。

【前提】

従業員が10年超20年未満の勤務後に退職した場合800の退職一時金を、従業員が20年以上の勤務後に退職した場合1,000の退職一時金を支給する。10年未満で退職した場合、退職一時金は支給しない。



最初の10年間(1~10年)の各年に80(800の退職一時金÷10年)、次の10年間(11~20年)の各年に20((1,000-800)の退職一時金÷10年)をそれぞれ帰属させ、期末までに発生していると認められる額を計算します。

(3) 期末までに発生していると見積られる金額の割引計算

期末までに発生していると見積られる金額を割引計算します。

予想退職時期ごとの退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額を、退職給付の支払見込日までの期間(支払見込期間)を反映した割引率を用いて割り引き、当該割り引いた金額を合計して、退職給付債務を計算します(平成24年改正適用指針第14項)。

3. 勤務費用

勤務費用とは、1 期間の労働の対価として発生したと認められる退職給付をいいます（平成 24 年改正会計基準 8 項）。

なお、従業員からの拠出がある企業年金制度を採用している場合には、勤務費用の計算に当たり、従業員からの拠出額を勤務費用から差し引くとされています（平成 24 年改正会計基準 注 4）。

勤務費用の計算には、退職給付債務の計算に準じて次を含めて計算します（平成 24 年改正適用指針 15 項）。なお、勤務費用の計算においては、期首時点で当期の勤務費用を計算する手法を用います。

(1) 退職給付見込額の見積り

退職給付見込額は、退職給付債務の計算において見積った額です。

(2) 退職給付見込額のうち当期において発生すると認められる額の計算

予想退職時期ごとの退職給付見込額のうち、当期において発生すると認められる額を計算します。当期において発生すると認められる額は、退職給付債務の計算において用いた方法と同一の方法により、当期分について計算します。

(3) 勤務費用の計算

予想退職時期ごとの退職給付見込額のうち当期に発生すると認められる額を、割引率を用いて割り引きます。当該割り引いた金額を合計して、勤務費用を計算します。

■ 期間定額基準のイメージ

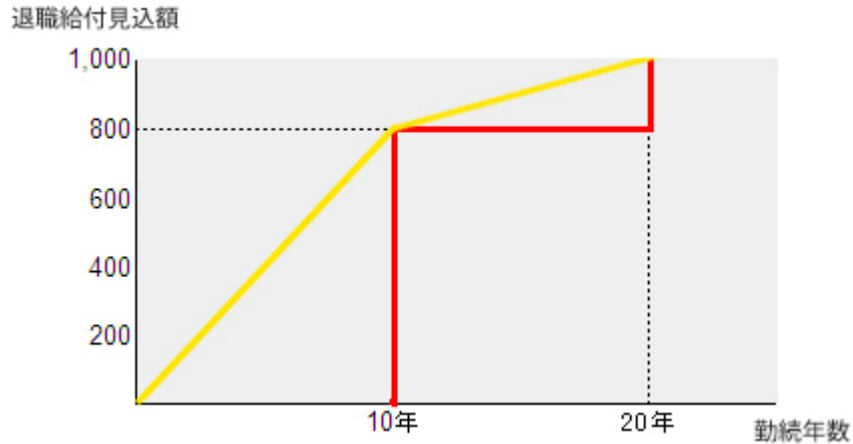
$$\text{勤務費用} = \text{退職給付見込額} \times \frac{\text{当期勤務期間(1年)}}{\text{退職時点までの勤務期間}} \times \text{割引計算}$$

■ 給付算定式基準のイメージ

給付算定式基準は、理解を容易にするため設例で説明します。

【前提】

従業員が 10 年超 20 年未満の勤務後に退職した場合 800 の退職一時金を、従業員が 20 年以上の勤務後に退職した場合 1,000 の退職一時金を支給する。10 年未満で退職した場合、退職一時金は支給しない。



最初の 10 年間(1～10 年)は、毎年

$$\text{勤務費用} = 80(800 \text{ の退職一時金} \div 10 \text{ 年}) \times \text{割引計算}$$

次の 10 年間(11～20 年)は、毎年

$$\text{勤務費用} = 20((1,000 - 800) \text{ の退職一時金} \div 10 \text{ 年}) \times \text{割引計算}$$

と計算します。

4. 利息費用

利息費用は、割引計算により算定された期首時点における退職給付債務について、期末までの時の経過により発生する計算上の利息をいいます(平成 24 年改正会計基準 9 項)。

$$\text{利息費用} = \text{期首の退職給付債務} \times \text{割引率}$$

※ ただし期中に退職給付債務の重要な変動があった場合には、これを反映させる

【設例】

A さんが入社 3 年後に退職する場合(当期は 2 年目)の計算例

(1) 退職給付見込額の見積り

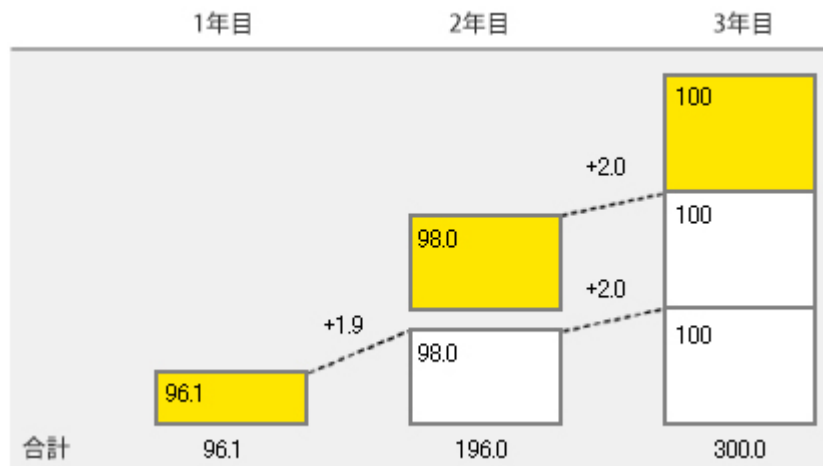
→ 入社 3 年後の退職給付見込額の見積り結果は、300 とします。

(2) 退職給付見込額のうち期末までに(当期において)発生していると認められる額の計算

→ 期間定額基準を採用した場合、退職給付見込額 300 を 3 で割って、毎年 100 ずつ発生していると考えます。2 年目に発生しているのは 100(割引前の勤務費用)、累積で 2 年目までに発生しているのは 200(割引前の退職給付債務)となります。

(3) (2)で算出した金額の割引計算

→ 割引率を 2% とすると、2 年目の勤務費用は $98.0 (= 100 / (1.02)^1)$ 、2 年目の退職給付債務は $196.0 (= 200 / (1.02)^1)$ となります。



■期首時点の退職給付債務に割引率を乗じたものが、利息費用となります。
 2年目であれば $96.1 \times 2\% = 1.9$ 、3年目であれば $196.0 \times 2\% = 4.0$ となります。
 これは勤務費用の増加部分に相当します。

■1年目の退職給付費用(退職給付債務)は $96.1 (= 100 / (1.02)^2)$ と計算されます。
 まとめると A さんが3年目に退職する場合の計算は、以下のとおりとなります。

	1年目	2年目(当期)	3年目
a. 勤務費用	96.1	98.0	100.0
b. 利息費用	-	1.9	4.0
c. 退職給付債務	96.1	196.0	300.0

なお、Aさんが3年目に退職する確率が100%であれば、上の表のとおり、当期の勤務費用は98.0、利息費用は1.9、退職給付債務は196.0となります。しかし退職時期は通常不明であるため、想定される退職時期ごとにこのような計算を行い、退職時期ごとの計算金額に発生確率を乗じたものが最終的な計算結果となります。

5. 退職給付債務の計算における貸借対照表日前のデータの利用

貸借対照表日における退職給付債務は、原則として貸借対照表日現在のデータ及び計算基礎(以下、データ等)を用いて計算します。しかし、実際の計算のためには一定の期間を必要とすることも少なくないことなどから、貸借対照表日前の一定日をデータ等の基準日とすることが認められています(平成24年改正適用指針6項、73項)。

この場合の方法として、以下の二つの方法があります。

- (1) 貸借対照表日前の一定日をデータ等の基準日として退職給付債務等を算定し、データ等の基準日から貸借対照表日までの期間の勤務費用等を適切に調整して、貸借対照表日現在の退職給付債務等を算定する方法
- (2) データ等の基準日を貸借対照表日前の一定日とするが、当該一定日から貸借対照表日までの期間の退職者等の異動データを用いてデータ等を補正し、貸借対照表日における退職給付債務等を算定する方法

いずれの場合にも、データ等の基準日から貸借対照表日までに重要なデータ等の変更があったときは退職給付債務等を再度計算し、合理的な調整を行います。

1. 年金資産・退職給付信託

(1)年金資産とその要件

年金資産とは、特定の退職給付制度のために、その制度について企業と従業員との契約(退職金規程等)等に基づき積み立てられた、次の全てを満たす特定の資産をいいます(平成 24 年改正会計基準 7 項)。

- (i)退職給付以外に使用できないこと
- (ii)事業主及び事業主の債権者から法的に分離されていること
- (iii)積立超過分を除き、事業主への返還、事業主からの解約・目的外の払出し等が禁止されていること
- (iv)資産を事業主の資産と交換できないこと

厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度において保有する資産は年金資産に当たるが、年金資産として適格な資産とは、退職給付の支払に充当できる資産であるため、厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度における業務経理に係る資産は年金資産に含まれません(平成 24 年改正適用指針 17 項)。

(2)信託を用いる場合の年金資産

年金資産として退職給付(退職一時金及び退職年金)目的の信託(以下、退職給付信託)を用いることができます。

退職給付信託が年金資産として認められるためには、以下の全ての要件を満たす必要があります(平成 24 年改正適用指針 18 項)。

- (i)当該信託が退職給付に充てられるものであることが退職金規程等により確認できること
- (ii)当該信託は信託財産を退職給付に充てることに限定した他益信託であること
- (iii)当該信託は事業主から法的に分離されており、信託財産の事業主への返還及び事業主による受益者に対する詐欺的な行為が禁止されていること
- (iv)信託財産の管理・運用・処分については、受託者が信託契約に基づいて行うこと

(3)年金資産の評価

年金資産の額は、期末における時価により計算します(平成 24 年改正会計基準 22 項)。

時価とは、公正な評価額をいい、資産取引に関し十分な知識と情報を有する売り手と買い手が自発的に相対取引するときの価格によって資産を評価した額をいいます(平成 24 年改正適用指針 20 項)。

(4)年金資産が退職給付債務を超える場合の処理

連結財務諸表上は、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、「退職給付に係る資産」等として固定資産に計上します(平成 24 年改正会計基準 13 項、27 項)。

一方、個別財務諸表上は、年金資産については、その額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を超える場合には、「前払年金費用」等の適当な科目をもって固定資産に計上します(平成 24 年改正会計基準 39 項)。

ただし、複数の退職給付制度、例えば退職一時金制度と企業年金制度を持っている場合、企業年金制度において積立超過となり前払年金費用が生じても、退職一時金制度における退職給付債務から控除することはできません(平成 24 年改正会計基準 注 1)。この場合、連結貸借対照表上、「退職給付に係る資産」と「退職給付に係る負債」(個別貸借対照表上は、「前払年金費用」と「退職給付引当金」)が両建計上されることとなります。

2. 期待運用収益

期待運用収益は、年金資産の運用により生じると合理的に期待される計算上の収益をいい(平成 24 年改正会計基準 10 項)、期首の年金資産の額に合理的に期待される収益率(長期期待運用収益率)を乗じて計算されます(平成 24 年改正基準第 23 項)。

期待運用収益＝期首の年金資産×長期期待運用収益率

※ただし期中に年金資産の重要な変動があった場合には、これを反映させます(平成 24 年改正適用指針第 21 項)。

3. 年金資産の返還に伴う会計処理

年金資産が退職給付債務を超過した場合、年金掛金の減少又は剰余金として企業に返還される場合がありますが、返還に当たっては、返還される予定の資産及び返還されなかった資産とも、平成 24 年改正会計基準 7 項の年金資産としての全ての要件を満たすことが必要です(平成 24 年改正適用指針 44 項)。

年金資産が事業主へ返還された場合には、返還額を事業主の資産の増加と退職給付に係る資産の減少(又は退職給付に係る負債の増加)として処理します(平成 24 年改正適用指針 45 項)。

また、返還前の年金資産に占める返還額の割合が重要な場合には、返還時点における年金資産に係る未認識数理計算上の差異のうち、当該返還額に対応する金額については、一時の費用としない理由は失われているものと考えられることから、当該差異の重要性が乏しい場合を除き、返還時に損益として認識します。この場合、返還された年金資産に個別に対応する未認識数理計算上の差異が明らかであれば、当該対応額を損益に計上し、返還された年金資産に個別に対応する未認識数理計算上の差異を特定することが困難であれば、返還時の年金資産の比率等により合理的に按分した金額を損益に計上します(その他の包括利益の組替調整となります)。

1. 計算基礎

(1)割引率

a. 割引率とは

割引率とは、将来の退職給付見込額を現在の価値に直すために用いる率のことをいいます。退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定しなければなりません(平成 24 年改正会計基準 20 項)。

ここで、割引率の基礎とする「安全性の高い債券」とは、期末における国債、政府機関債及び優良社債とされています(平成 24 年改正会計基準 注 6)。

割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならず、当該割引率としては、例えば、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が含まれます(平成 24 年改正適用指針 24 項)。

※平成 24 年改正会計基準の適用前(改正前)は、割引率決定の基礎となる債券の期間について、退職給付の支払見込日までの平均期間を原則としながらも、実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることができることとされていました。

b. 割引率の見直し

割引率は每期見直す必要がありますが、重要な変動が生じていない場合には、これを見直さないことができますとされています。

具体的には、前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が 10%以上変動すると推定されるときには、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならないとされています(平成 24 年改正適用指針 30 項)。

(2)長期期待運用収益率

長期期待運用収益率とは、各事業年度において、期首の年金資産額について合理的に期待される収益額の当該年金資産額に対する比率をいいます。年金資産は、将来の退職給付の支払に充てるために積み立てられているものであり、長期期待運用収益率は、年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定します(平成 24 年改正適用指針 25 項)。

当年度の退職給付費用の計算に用いられる長期期待運用収益率は、当期損益に重要な影響があると認められる場合の他は、見直さないことができます(平成 24 年改正適用指針 31 項)。

(3)退職率と死亡率

a. 退職率の設定方法

退職率とは、在籍する従業員が自己都合や定年などにより生存退職する年齢ごとの発生率のことであり、在籍する従業員が今後どのような割合で退職していくかを推計する際に使用する計算基礎です。従って、将来の予測を適正に行うために、計算基礎は、異常値(リストラクチャリングに伴う大量解雇、退職加算金を上乗せした退職の勧誘による大量退職等に基づく値)を除いた過去の実績に基づき、合理的に算定します(平成 24 年改正適用指針 26 項)。

b. 死亡率の設定方法

死亡率とは、従業員の在職中及び退職後における年齢ごとの死亡発生率のことです。年金給付は、通常、退職後の従業員が生存している期間にわたって支払われるものであることから、生存人員数を推定するために年齢ごとの死亡率を使うのが原則とされています。この死亡率は、事業主の所在国における全人口の生命統計表等を基に合理的に算定します(平成 24 年改正適用指針 27 項)。

c. 退職率・死亡率の変更の要否

退職率・死亡率の重要性の判断に当たっては、それぞれの企業固有の実績等に基づいて退職給付債務等に重要な影響があると認められる場合は、各計算基礎を再検討し、それ以外の事業年度においては、見直さないことができるとされています(平成 24 年改正適用指針 32 項)。なお、企業年金制度における財政再計算時の計算基礎の見直しは、退職給付債務の計算に反映させるようにこれらを見直すべきか、検討をすることが適当であるとされています(平成 24 年改正適用指針 101 項)。

(4)予想昇給率

予想昇給率は、将来予想される従業員給与の昇給率です。個別企業における給与規程、平均給与の実態分布及び過去の昇給実績等に基づき、合理的に推定して算定します。過去の昇給実績は、過去の実績に含まれる異常値(急激な業績拡大に伴う大幅な給与加算額、急激なインフレによる給与テーブルの改訂等に基づく値)を除き、合理的な要因のみを用いる必要があります。なお、予想昇給率等には、勤務期間や職能資格制度に基づく「ポイント」により算定する場合があります。また予想昇給率は個別企業ごとに算定することを原則としますが、連合型厚生年金基金制度等において給与規程及び平均給与の実態等が類似する企業集団に属する場合には、当該集団の予想昇給率を用いることができるとされています。(平成 24 年改正適用指針 28 項)。

予想昇給率の変更の要否の重要性の判断は、上記「(3) c.退職率・死亡率の変更の要否」と同様の取扱いとなります。

※平成 24 年改正会計基準の適用前(改正前)は、合理的に見込まれる退職給付の変動要因について、『予想』ではなく『確実』に見込まれる昇給等とされていました。

2. 数理計算上の差異と過去勤務費用

(1)数理計算上の差異

数理計算上の差異とは、以下の三つから構成されます(平成 24 年改正会計基準 11 項)。

なお、このうち当期純利益を構成する項目として費用処理(費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。以下同じ)されていないものを「未認識数理計算上の差異」といいます。

- 年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異
- 退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異
- 見積数値の変更等により発生した差異

また、数理計算上の差異には、あらかじめ定めた計算基礎に基づく数値と各事業年度における実際の数値との差異及び計算基礎を変更した場合に生じる差異が含まれます(平成 24 年改正適用指針 34 項)。

(2)過去勤務費用

過去勤務費用とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分(平成 24 年改正会計基準 12 項)であり、退職金規程等の改訂に伴い退職給付水準が変更された結果生じる、改訂前の退職給付債務と改訂後の退職給付債務の改訂時点における差額を意味します。なお、このうち当期純利益を構成する項目として費用処理されていないものを「未認識過去勤務費用」といいます。

また、過去勤務費用のうち、退職従業員に係る過去勤務費用は、他の過去勤務費用と区分して発生時に全額を費用処理することができるかとされています(平成 24 年改正会計基準 注 10)。

(3)未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用は、次のように会計処理します(平成 24 年改正適用指針 33 項)。

- i. 当期に発生した数理計算上の差異及び過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、退職給付費用として、当期純利益を構成する項目に含めて計上
 - ii. 当期に発生した数理計算上の差異及び過去勤務費用のうち、当期に費用処理されない部分(未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用)については、その他の包括利益で認識した上で、純資産の部のその他の包括利益累計額に計上
 - iii. その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分について、その他の包括利益の調整(組替調整)を行う
- ii 及び iii のその他の包括利益及びその他の包括利益累計額の処理に当たっては、税効果を調整します。また、ii 及び iii について個別財務諸表上は適用しません。

なお、税効果会計上の取扱いの詳細については、「退職給付会計基準の改正に伴う税効果会計に関する Q&A の改正のポイント」をご参照ください。

【ii の仕訳イメージ】

- 前提
 - 個別財務諸表上の「退職給付引当金」が 200
 - 未認識数理計算上の差異等(不利差異)100

- 数理計算上の差異の費用処理については、当期の発生額を翌期から費用処理期間5年の定額法(0.200)で費用処理する方法を採用
- 繰延税金資産の回収可能性あり
- 法定実効税率 35%
- 個別財務諸表上、繰延税金資産が70計上

(連結修正仕訳)

退職給付引当金	200	/	退職給付に係る負債	300
退職給付に係る調整額 (その他の包括利益)	100	/		
繰延税金資産	35	/	退職給付に係る調整額 (その他の包括利益)	35

※個別財務諸表で計上している繰延税金資産70に追加で、繰延税金資産35(=100×0.35)を計上

【iii の仕訳イメージ】

- 前提

上記 ii の前提に下記を追加します。

- 組替調整による当期の費用処理額が20(期首の未認識数理計算上の差異等(不利差異)は120)

個別財務諸表上の処理の振戻し

退職給付に係る負債	20	/	退職給付費用	20
-----------	----	---	--------	----

組替調整の処理

退職給付費用	20	/	退職給付に係る調整額 (その他の包括利益)	20
退職給付に係る調整額 (その他の包括利益)	7	/	法人税等調整額	7

※退職給付費用 20

⇔ 退職給付に係る調整額(その他の包括利益)13(=20-7)+法人税等調整額 7

(4)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

a. 費用処理方法の選択

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法には、定額法と定率法があります。両者は選択適用できますが、いったん採用した費用処理方法は、正当な理由により変更する場合を除き、継続的に適用しなければなりません(平成 24 年改正適用指針 35 項)。

種類	内容
定額法(原則)	各年度の発生額について発生年度に費用処理する方法又は平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分する方法
定率法(容認)	未認識数理計算上の差異残高及び未認識過去勤務費用残高の一定割合を費用処理する方法

なお、退職金規程等の改訂による過去勤務費用については頻繁に発生するものでない限り、発生年度別に一定の年数にわたって定額法による費用処理を行うことが望ましいとされています(平成 24 年改正適用指針 42 項)。

また、数理計算上の差異及び過去勤務費用は、原則として、各年度の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理しなければならない(平成 24 年改正会計基準 24 項、25 項)と定められていますが、数理計算上の差異と過去勤務費用は発生原因又は発生頻度が相違するため、費用処理年数はそれぞれ別個に設定することができます(平成 24 年改正適用指針 43 項)。

b. 平均残存勤務期間の算定方法

平均残存勤務期間は、在籍する従業員が貸借対照表日から退職するまでの平均勤務期間であり、原則として、退職率と死亡率を加味した年金数理計算上の脱退残存表を用いて算定しますが、標準的な退職年齢から貸借対照表日現在の平均年齢を控除して算定することもできます(平成 24 年改正適用指針 37 項)。

平均残存勤務期間は原則として毎年度末に算定します。ただし、従業員の退職状況に大きな変化が見られない場合は、直近時点で算定した平均残存勤務期間を用いることもできるとされています。他方、従業員の年齢構成が大きく変化した場合や企業年金制度において財政再計算時の計算基礎を見直した場合には、平均残存勤務期間についても見直しの要否を検討しなければならないとされています(平成 24 年改正適用指針 38 項)。

c. 数理計算上の差異及び過去勤務費用に係る費用処理年数の変更

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数の決定方法としては、次の方法が考えられます(平成 24 年改正適用指針 104 項)。この(1)、(2)及び(3)の費用処理年数の決定方法が合理的な理由により変更される場合には、会計方針の変更となります(平成 24 年改正適用指針 39 項参照)。

方法	企業が採用している費用処理年数の決定方法内で、その費用処理年数を変更した場合
(1)発生年度に全額を費用処理する方法	－
(2)平均残存勤務期間とする方法	平均残存勤務期間が短縮されたときは、期首残高の費用処理年数の変更を行うため、会計事実の変更に伴う会計上の見積りの変更となります(第40項参照)。
(3)平均残存勤務期間以内の一定の年数とする方法	<p>変更を行う理由により、会計方針の変更又は会計上の見積りの変更となります。</p> <p>■ 会計上の見積りの変更(例) リストラチャリングによる従業員の大量退職などにより平均残存勤務期間の再検討を行った結果、平均残存勤務期間が費用処理年数より短くなったことを原因として費用処理年数を変更する場合は、会計事実の変更に伴う費用処理年数の変更であるため、会計上の見積りの変更となります。 この場合、第40項(1)及び(2)に準じた処理を行う必要があります(同項(1)の「平均残存勤務期間」及び(2)の「費用処理年数」を、「一定の年数」に読み替える)。</p> <p>■ 会計方針の変更(例) 上記以外の合理的な理由により変更する場合は会計方針の変更となりますが、数理計算上の差異又は過去勤務費用ごとに、いったん選択した費用処理年数を每期継続して適用しないと、会計年度間で異なる方法により利益が算出される結果、期間比較可能性が確保されないこととなるため、いったん採用した費用処理年数は正当な理由により変更する場合を除き、各期間を通じて継続して適用しなければならず(第39項参照)、発生した年度ごとに費用処理年数を定めることはできないことに留意が必要です。</p>

数理計算上の差異又は過去勤務費用の費用処理に当たっては、費用処理年数として発生年度における平均残存勤務期間を選択している場合には、当然に発生年度ごとの当該期間が費用処理年数となりますが、発生年度における平均残存勤務年数を採用していない場合には、会社が平均残存勤務期間以内の費用処理年数を任意に選択することができます。

ただし、この場合、数理計算上の差異又は過去勤務費用ごとに、いったん採用した費用処理年数は、原則として各期間を通じて継続して適用しなければならず、発生した年度ごとに費用処理年数を定めることはできないとされています(平成24年改正適用指針104項)。従って、単に経済環境の変化のみを理由とする費用処理年数の変更は認められないため、留意が必要です。

第 8 回:小規模企業等における簡便法の適用

2014.02.10

新日本有限責任監査法人 公認会計士 牧野 幸享

1. 簡便法が適用できる範囲

従業員の比較的少ない小規模な企業等について、簡便法による退職給付債務の計算が認められています。これは、従業員数が比較的少ない小規模な企業等において、高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難である場合、又は退職給付に係る財務諸表項目に重要性が乏しい場合があることなどを考慮したためです(平成 24 年改正会計基準 26 項、73 項)。

簡便法による計算が認められる小規模企業等とは、300 人未満の従業員数の会社をいいますが、300 人以上であっても年齢・勤務期間に偏りがあるなどの理由により、退職給付計算結果に一定の信頼性が得られないと判断できる場合にも適用されます。ここでいう従業員数とは、退職給付計算の対象となる従業員のことで、複数の退職給付制度を有する事業主についてはそれぞれの制度ごとに判断することになります(平成 24 年改正適用指針 47 項)。

従業員数は每期変動することが一般的であるため、簡便法の適用は将来一定期間を予測して決定します。

2. 連結財務諸表における連結子会社の取扱い

連結子会社であっても、小規模企業等に当たる場合には独自に簡便法をとることができます。この場合、連結上の調整も必要ありません。これは、簡便法は、高い水準の信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難である場合などに認められるものであり、その適用は制度ごとに判断されるためです(平成 24 年改正適用指針 110 項)。従って、子会社及び持分法を適用する関連会社を含め、連結グループの全ての制度について、原則法と簡便法のいずれかに統一する必要はないこととなります。

3. 簡便法による退職給付債務の計算

簡便法をとる場合、以下の表のとおり退職一時金制度、企業年金制度それぞれにおいて、三つずつ、計六つの方法が示されています。各企業が実態から合理的と判断される方法を採用することになります。なお、いったん選択した方法は、原則として継続適用が必要となります(平成 24 年改正適用指針 50 項)。

種類	内容
(1)退職一時金制度	<p>i. 平成24年改正会計基準(又は退職給付に係る会計基準(平成10年会計基準))の適用初年度の期首において原則法による退職給付債務を計算し、この退職給付債務の額と自己都合要支給額との比である比較指数を、期末時点の自己都合要支給額に乗じた金額を退職給付債務とする方法 なお、合理性があると判断することができれば、比較指数に原則法により計算された親会社の比較指数を用いることができます。</p> <p>ii. 期末自己都合要支給額に、平均残存勤務期間に対応する割引率、昇給率の各係数を乗じた金額を退職給付債務とする方法</p> <p>iii. 期末自己都合要支給額の高額を退職給付債務とする方法</p>
(2)企業年金制度	<p>i. 平成24年改正会計基準(又は退職給付に係る会計基準(平成10年会計基準))の適用初年度の期首において原則法による退職給付債務を計算し、この退職給付債務の額と年金財政計算上の数理債務との比である比較指数を、直近の年金財政計算における数理債務の額に乗じた金額を退職給付債務とする方法。 なお退職一時金制度と同様に、合理性があると判断することができれば、比較指数に原則法により計算された親会社の比較指数を用いることができます。</p> <p>ii. 在籍する従業員については、退職一時金制度の②又は③の方法により計算した金額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については直近の年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法。</p> <p>iii. 直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法</p>

※退職一時金制度の一部を企業年金制度に移行している事業主においては、次のいずれかの方法で退職給付債務を計算します(平成24年改正適用指針51項)。

(1)退職一時金制度の未移行部分に係る退職給付債務と企業年金制度に移行した部分に係る退職給付債務を、上記の方法によりそれぞれ計算する方法

(2)在籍する従業員については企業年金制度に移行した部分も含めた退職給付制度全体としての自己都合要支給額を基に計算した額を退職給付債務とし、年金受給者及び待期者については年金財政計算上の数理債務の額をもって退職給付債務とする方法

4. 簡便法による退職給付に係る負債の計算

小規模企業等において簡便法を適用する場合、次の金額を退職給付に係る負債(又は退職給付に係る資産)とします(平成24年改正適用指針48項)。

(1)非積立型の退職給付制度については、計算された退職給付債務の額

(2)積立型の退職給付制度(退職一時金制度に退職給付信託を設定したものを含む)については、(1)の金額から年金資産の額を控除した金額

期末日における年金資産の額については、時価を入手する代わりに、直近の年金財政決算における時価を基礎として合理的に算定された金額(例えば、直近の時価に期末日までの拠出額及び退職給付の支払額を加減し、当該期間の見積運用収益を加算した金額)を用いることができます。

5. 簡便法による退職給付費用の計算

小規模企業等において簡便法を適用する場合、次の差額を当年度の退職給付費用とします(平成 24 年改正適用指針 49 項)。

(1)非積立型の退職給付制度については、期首の退職給付に係る負債残高から当期退職給付の支払額を控除した後の残高と、期末の退職給付に係る負債との差額

(2)積立型の退職給付制度については、期首の退職給付に係る負債残高から当期拠出額を控除した後の残高(事業主が退職給付額を直接支払う場合、当該給付の支払額も控除する)と、期末の退職給付に係る負債との差額

従って、退職給付費用は期末に計算されることになり、原則法のような勤務費用、利息費用に分けることはなく、過去勤務費用についても認識されません。

6. 簡便法から原則法への変更

簡便法から原則法への変更は認められますが、一方、原則法から簡便法への変更は、従業員数の著しい減少もしくは退職給付制度の改訂等により、高い水準の信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難になった場合又は退職給付に係る財務諸表項目の重要性が乏しくなった場合を除き認められないものと考えられています。(平成 24 年改正適用指針 111 項)。

第 9 回:その他の論点

2014.02.13

新日本有限責任監査法人 公認会計士 牧野 幸享

1. 複数事業主制度

(1)複数事業主制度

複数事業主制度とは、複数の事業主が共同して一つの企業年金制度を設立する場合をいいます。わが国の場合、連合設立型厚生年金基金、総合設立型厚生年金基金、共同で設立された確定給付企業年金制度などが複数事業主制度に該当します(平成 24 年改正適用指針 118 項)。

(2)複数事業主制度の会計処理

a. 原則的な会計処理

複数事業主制度においても、事業主ごとに退職給付債務、年金資産を算定し退職給付会計を適用しなければならないが、複数事業主制度を採用している年金資産等は、複数の事業主へ合理的な基準をもって按分計算しなければなりません。

合理的な基準としては、次に例示する額についての制度全体に占める各事業主に係る比率によることができるものとされています(平成 24 年改正適用指針 63 項)。

(i)退職給付債務

(ii)年金財政計算における数理債務の額から、年金財政計算における未償却過去勤務債務を控除した額

(iii)年金財政計算における数理債務の額

(iv)掛金累計額

(v)年金財政計算における資産分割の額

ここで算定された年金資産と事業主ごとに計算された退職給付債務に基づき、退職給付に係る負債を計上することになります。

b. 合理的な按分計算ができない場合の会計処理

複数の事業主により設立された企業年金制度を採用している場合において、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないことがあります。このケースでは、確定拠出制度に準じて、要拠出額を退職給付費用として計上することになります(平成 24 年改正会計基準 33(2)項、31～32 項)。

この場合、重要性が乏しい場合を除き、当該年金制度全体の直近の積立状況等(年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額)及び年金制度全体の掛金等に占める自社の割合ならびにこれらに関する補足説明の注記が必要になります(平成 24 年改正会計基準 33(2)項、平成 24 年改正適用指針 65 項)。

2. 制度間移行に関する会計処理

(1) 制度間移行について

企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(平成14年1月31日(平成24年5月17日))において退職給付制度間の移行等を行った際の会計処理について明記されています。

ここでいう退職給付制度間の移行等とは以下の事項を指します(退職給付制度間の移行等に関する会計処理3項)。

種類	内容
退職給付制度間の移行	確定給付型退職給付制度から、他の確定給付型退職給付制度又は確定拠出年金制度への移行
退職給付制度の改訂	退職金規程や年金規約等の改訂

このような制度間の移行等に伴い、退職給付債務が増加又は減少することになります。適用指針においては、退職給付制度の終了(移行等により支払等を伴う場合)と退職給付債務の増額又は減額(移行等により支払等を伴わない場合)に分けて記述されています。

(2) 退職給付制度の終了

a. 退職給付制度の終了とは

退職給付制度の終了とは、退職金規程の廃止、厚生年金基金の解散等のように退職給付制度が廃止される場合や、退職給付制度間の移行等により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合があります。ここでいう支払等とは、以下を指しています(退職給付制度間の移行等に関する会計処理4項)。

- 年金資産からの支給又は分配
- 事業主からの支払又は現金拠出額の確定
- 確定拠出年金制度への資産の移換

なお、退職給付制度の終了には、退職給付制度の全部終了のみならず、退職給付制度の一部終了も含まれます(退職給付制度間の移行等に関する会計処理5項)。

b. 会計処理

退職給付制度の終了においては、当該退職給付債務が消滅すると考えられるため、以下の会計処理を行います(退職給付制度間の移行等に関する会計処理10項)。

(1) 退職給付制度の終了時点で、終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額を、損益として認識します。終了した部分に係る退職給付債務は、終了前後の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務の差額として算定します。

(2) 未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額は、終了部分に対応する金額を、終了した時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定し、損益として認識します。

(3) 上記により認識される損益は、退職給付制度の終了という同一の事象に伴って生じたものであるため、原則として特別損益で純額表示します。

具体例としては、退職金規程を廃止する場合は、退職金規程廃止日が終了の時点、確定給付年金制度の一部について確定拠出年金制度へ資産を移換する場合は、移換を伴う改訂規程等の施行日が終了の時点となります。ただし、廃止日や施行日が翌期となる場合であっても、規程等の改訂日が当期中であり、終了損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当該終了損失の額を当期の退職給付費用として計上し、退職給付に係る負債を増加させる処理を行う必要があります(退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い Q&A1)。

c. 経過措置について

退職一時金制度から確定拠出年金制度へ全部又は一部移行する場合、退職一時金制度の終了した部分に係る会計基準変更時差異については、残存の費用処理年数又は分割拠出年数のいずれか短い年数で定額法により費用処理することが認められています。ただし、終了した部分に係る退職給付債務が、その減少部分相当額の移換額を超過するときは、その利益相当額を当該終了部分に係る会計基準変更時差異の未処理額から控除した残額について当該費用処理を行うこととなります。

この経過措置を適用する場合には、その旨及び貸借対照表、損益計算書に与える影響額を注記します(退職給付制度間の移行等に関する会計処理 15 項)。

(3)退職給付債務の増額又は減額

a. 退職給付債務の増額又は減額とは

退職給付債務の増額又は減額とは、退職給付制度間の移行等による退職給付債務の支払等を伴わない増加部分又は減少部分をいいます。これは退職給付会計基準上の過去勤務費用に該当します。ただし、退職給付制度の終了部分はこれに該当しません(退職給付制度間の移行等に関する会計処理 9 項)。

退職給付債務の増額又は減額の会計処理が適用される具体例は以下のとおりです(退職給付制度間の移行等に関する会計処理 13 項)。

- 確定給付型の退職給付制度の将来勤務に係る部分を改訂し、将来勤務に係る部分を確定拠出年金制度へ移行する場合
- 確定給付型の退職給付年金制度を改訂し、他の確定給付型の退職給付年金制度へ移行する場合

b. 会計処理

退職給付債務の増額又は減額は、退職給付会計基準上の過去勤務費用に該当するため、以下の会計処理を行います(退職給付制度間の移行等に関する会計処理 12 項)。

- 原則として、各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理することになります(平成 24 年改正会計基準 25 項)。
- 当該増額又は減額が行われる前に発生した未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額については、従前の費用処理方法及び費用処理年数を継続することになります。

(4)厚生年金基金の代行返上についての取扱い

確定給付企業年金法に基づき、厚生年金基金制度を確定給付企業年金制度へ移行し、厚生年金基金制度の代行部分を返上した場合、代行部分に係る退職給付債務は、当該返還の日にその消滅を認識します。

厚生年金基金の代行返上に関する詳細な会計処理等については、平成 24 年改正適用指針 46 項及び 61 項をご参照ください。

第10回:開示

2014.02.17

新日本有限責任監査法人 公認会計士 牧野 幸享

平成21年1月に公表された「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」に対し、財務諸表の有用性をさらに高めるよう、その拡充を求める意見が多く寄せられたことや、より多くの項目を注記している国際的な会計基準とのコンバージェンスを進める観点から、退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表、年金資産の期首残高と期末残高の調整表、年金資産の主な内訳(債券、株式等の区分)など開示項目の拡充が行われています。

具体的な開示内容は以下のとおりです。

1. 確定給付制度(平成24年改正会計基準27~30項)

(1) 貸借対照表上の表示

積立状況を示す額(退職給付債務から年金資産の額を控除した額)について、負債となる場合は「退職給付に係る負債」等の適当な科目をもって固定負債に計上し、資産となる場合は「退職給付に係る資産」等の適当な科目をもって固定資産に計上します。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額に「退職給付に係る調整累計額」等の適当な科目をもって計上します。

※個別財務諸表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を「退職給付引当金」の科目をもって固定負債として計上します。一方、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を超える場合には、「前払年金費用」等の適当な科目をもって固定資産に計上します。また、上記後段の未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用に係る扱いは、個別財務諸表上は適用しません。

(2) 損益計算書上の表示

退職給付費用については、原則として売上原価又は販売費及び一般管理費に計上します。ただし、新たに退職給付制度を採用したとき又は給付水準の重要な改訂を行ったときに発生する過去勤務費用を発生時に全額費用処理する場合などにおいて、その金額が重要であると認められるときには、当該金額を特別損益として計上することができます。

(3) 包括利益計算書上の表示

当期に発生した未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用ならびに当期に費用処理された組替調整額については、税効果を調整の上、その他の包括利益に「退職給付に係る調整額」等の適当な科目をもって、一括して計上します。

※上記の扱いは、個別財務諸表上は適用しません。

(4)注記事項

確定給付制度に係る次の事項について連結財務諸表及び個別財務諸表において注記します。なお、(2)から(11)について、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとされています。また、(7)(8)について、個別財務諸表上は適用しません。

項目 (平成24年改正会計基準30項)	主な内容等 (平成24年改正適用指針52～62項)
(1)退職給付の会計処理基準に関する事項	退職給付見込額の期間帰属方法 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 会計基準変更時差異の費用処理方法
(2)企業の採用する退職給付制度の概要	企業の採用する退職給付制度の種類の一 般的説明
(3)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	次の項目を含む主な内訳が分かるように記載する。 なお、重要性が乏しい項目については、「その他」に含めることができる。 (1)勤務費用 (2)利息費用 (3)数理計算上の差異の当期発生額(費用処理されたものを含む) (4)退職給付の支払額 (5)過去勤務費用の当期発生額(費用処理されたものを含む) (6)その他
(4)年金資産の期首残高と期末残高の調整表	次の項目を含む主な内訳が分かるように記載する。 なお、重要性が乏しい項目については、「その他」に含めることができる。 (1)期待運用収益 (2)数理計算上の差異の当期発生額(費用処理されたものを含む) (3)事業主からの拠出額 (4)退職給付の支払額 (5)その他
(5)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表	退職給付債務について、積立型制度と非積立型制度の内訳を記載する。
(6)退職給付に関連する損益	当期純利益を構成する項目に計上された次の退職給付費用の項目について記載する。なお、重要性が乏しい項目については、集約して記載することができる。 (1)勤務費用 (2)利息費用 (3)期待運用収益 (4)数理計算上の差異の当期の費用処理額 (5)過去勤務費用の当期の費用処理額 (6)その他(会計基準変更時差異の費用処理額、臨時に支払った割増退職金等)
(7)その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳	次の項目ごとに、当期発生額及び費用処理に係る組替調整額の合計を記載する。なお、重要性が乏しい項目については、集約して記載することができる。 (1)(未認識)数理計算上の差異 (2)(未認識)過去勤務費用 (3)会計基準変更時差異(の未処理額)
(8)貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳	次の項目ごとの残高が分かるように記載する。なお、重要性が乏しい項目については、集約して記載することができる。 (1)(未認識)数理計算上の差異 (2)(未認識)過去勤務費用 (3)会計基準変更時差異(の未処理額)
(9)年金資産に関する事項(年金資産の主な内訳を含む。)	(1)年金資産の主な内訳として、株式、債券などの種類ごとの割合又は金額。なお、退職給付信託が設定された企業年金制度について、年金資産の合計額に対する退職給付信託の額の割合が重要である場合には、その割合又は金額を別に付記。 (2)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載(年金資産の主要な種類との関連)
(10)数理計算上の計算基礎に関する事項	(1)割引率 (2)長期期待運用収益率 (3)その他の重要な計算基礎(予想昇給率等)
(11)その他の退職給付に関する事項	その他

※次の事項に関する注記の定めもあります。

- 代行返上があった場合の注記(平成24年改正適用指針61項)
- 小規模企業等における簡便法の注記(平成24年改正適用指針62項)

2. 確定拠出制度(平成 24 年改正会計基準 31 項、32 項)

(1)貸借対照表上の表示、損益計算書上の表示

確定拠出制度においては、当該制度に基づく要拠出額をもって毎期費用処理しますが、要拠出額のうち未拠出の額は未払金として計上します。

また当該費用(要拠出額)は、確定給付制度の退職給付費用に含めて計上します。

(2)注記事項

確定給付制度の退職給付費用に含めて計上した費用について、確定拠出制度に係る退職給付費用として注記します。

3. 複数事業主制度(平成 24 年改正会計基準 33 項)

(1)貸借対照表及び損益計算書上の表示、注記事項

合理的な基準により自社の負担に属する年金資産等の計算をした上で、確定給付制度と同様の開示を行います。

ただし、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、確定拠出制度に準じた開示を行います。この場合、当該年金制度全体の直近の積立状況等(年金制度全体の直近の積立状況等(年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額)及び年金制度全体の掛金等に占める自社の割合ならびにこれらに関する補足説明)についても注記します。なお、重要性が乏しい場合には当該注記を省略できるものとされています。

なお、平成 24 年改正適用指針において「参考(開示例)」が公表されているので、より具体的な開示についてはそちらをご参照ください。

[開示例 1] 確定給付制度及び確定拠出制度に係る注記

[開示例 2] 小規模企業等における簡便法を採用している場合の注記

[開示例 3] 複数事業主制度に係る注記